

調査票記載方法

返送書類：A 該当症例がない施設

「調査票連絡票」(様式5)、「調査協力医師名の記載についての同意書」(様式6)

B 該当症例がある施設

「調査票」(様式1～4)、「調査協力医師名の記載についての同意書」(様式6)、

「全国調査への情報提供に関する確認書」(様式9)

※必要に応じて「同意の撤回に関する連絡票」(様式8)

提出期限：2019年9月30日(月)

調査票返送先：〒216-8511 神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1

聖マリアンナ医科大学小児科学教室 厚生労働省・(公財)エイズ予防財団委託事業

血液凝固異常症全国調査 灘 正志宛て (☆同封の返信用封筒をご使用ください)

返送不要書類：患者様の同意書または同意撤回書(担当ドクターが手元に保管)

お願いしたい点：(1) 該当症例がある場合、生存例に関しては可能な限り患者様から同意書を取得し、保管してください。口頭による同意取得は記録を作成し、保管してください。

(2) 調査の概要、情報提供に関する理解・協力または拒否、過去の同意撤回の保障を記載したオプトアウト用ポスターの掲示をお願いします。

A 該当症例がない施設

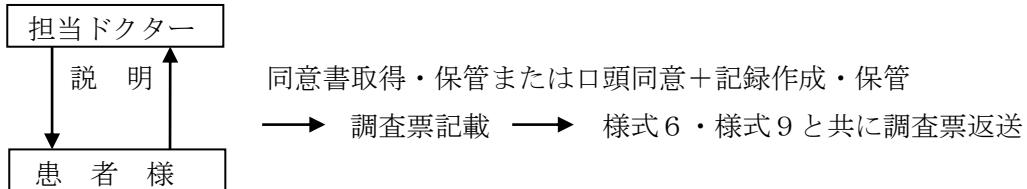
調査票連絡票(様式5)と「調査協力医師名の記載についての同意書」(様式6)をFAXでご返送ください。

FAX: 03-5259-1812 様式6をご返送いただけない場合は、報告書の調査協力施設一覧に記載することができません。

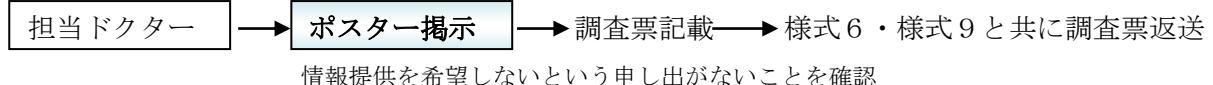
B 該当症例がある施設

① 原則：同意の取得をお願いいたします(様式2、4の死亡例は不要)。

患者様に「同意説明文書」と2018年度(平成30年度)報告書をお見せしながらご説明ください。



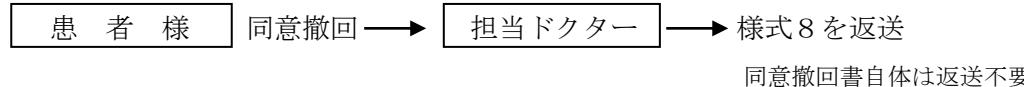
② 例外：患者様への説明と同意の取得が困難な場合(オプトアウトの実施)



③ 患者様が同意を拒否された場合



④ 患者様が過去の同意を撤回された場合



その他注意事項

調査関係書類一式は、エイズ予防情報ネット（API-Net）のトップページ上のバナー「血液凝固異常症全国調査」をクリックするか、以下のURLからアクセスし、適宜閲覧またはダウンロードしてください。

<http://api-net.jfap.or.jp/library/alliedEnt/02/index.html>

今回の調査の概要を1)～4)に列挙しました。

1) 調査対象は下記のように4群に分類し、様式1～4の4種類の調査票があります。

様式1：現在貴施設に通院あるいは入院中の凝固因子製剤によるHIV感染例の調査票です。

[前回の血液凝固異常症全国調査（2018年5月31日時点）以降に転出の症例を含みます。]

様式2：凝固因子製剤によるHIV感染例（死亡例）で2018年6月1日から2019年5月31日までの間に死亡した症例および前回の血液凝固異常症全国調査に未報告の症例の調査票です。

様式3：現在貴施設に通院あるいは入院中のHIV非感染の血友病および類縁疾患の調査票です。

[前回の調査（2018年5月31日時点）以降に転出の症例を含みます。]

様式4：2018年6月1日から2019年5月31日までの間に死亡したHIV非感染の血友病および類縁疾患の調査票です。

2) 今回の調査は、2019年5月31日現在の状態に対する調査です。前回の調査で調査票をお送りいただいた施設にはコピーを同封したので参考にしてください。

3) 調査票用紙が不足の場合は、同封の様式5を利用して、血液凝固異常症全国調査運営委員会事務局の（公財）エイズ予防財団にFAXでご請求ください。 FAX: 03-5259-1812

4) 調査票、同意書についてのご質問は下記にFAXでお願いいたします。

聖マリアンナ医科大学小児科学教室 瀧 正志、秋田美恵子 FAX: 044-976-8603

5) 調査票記入時は、フリクションインキの（摩擦で消せる）ボールペンのご使用はお控えください。

*人を対象とする医学系研究における倫理指針について

本調査は「人を対象とする医学系研究における倫理指針」〔2017年（平成29年）2月28日一部改正〕に準拠して実施される必要があり、特に同指針第5章第12の1の「(3)他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント」、および「(4)(3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合のインフォームド・コンセント」の項に従う必要があります。

この調査の実施については聖マリアンナ医科大学生命倫理委員会の審査を受けて承認されており（承認番号：844）、倫理指針の一部改正に対応した調査方法の変更についても同委員会の承認を受けています（継続研究のため承認番号は同一）。

一方、これに加え、皆さまの施設から情報をご提供いただくには、上記指針第5章第12の1の(3)「ア」により、皆さまの「機関の長」が情報提供について把握できるようにしていること、が必要とされています。「機関の長」とは、法人の代表者や個人事業主で、学長、病院長、医長などがこれに該当します。

そこで、情報のご提供者が作成された記録あるいは様式7「他の研究機関への既存試料・情報の提供に関する届出書」等により、この手続きを行った後は各施設で原本を保管し、調査票返送時は「様式9」の情報提供に関する確認書を必ず同封ください。様式7を使用した場合は、聖マリアンナ医科大学生命倫理委員会の承認証書（写し）と研究計画書が必要になります。これらはエイズ予防情報ネット（上記URL）からダウンロードしてご利用ください。

なお、皆さまが所属する施設によっては「機関の長」の把握（または許可）に代わり、所属施設の倫理委員会の承認を必要とする規定、あるいは双方の承認を必要とする規定を設けている場合がございます。誠に恐縮ではありますが、調査票の返送に当たっては、所属施設の規定に応じた対応をお願いいたします。